

各社議決権行使基準、企業との対話及び利益相反管理について（1/2）

	第 一 生 命	日 本 生 命
議 決 権 行 使 基 準	<p>(1) 独立社外役員（取締役・監査役）の選任について以下の議案には反対</p> <p>① 社内（取締役・監査役）の3親等以内の親族の選任</p> <p>② 総会で特別決議の拒否権を有する大株主（33.3%超）に現に属している、もしくは、退職後3年が経過していない独立社外役員</p> <p>(2) 社外役員（取締役・監査役）の再任について以下の議案には反対</p> <p>① 直近1年の役会出席率が半分に満たない社外取締役の再任</p> <p>② 直近1年の役会及び監査役会出席率が半分に満たない社外監査役の再任</p> <p>(3) 監査役の牽制機能に影響を及ぼす議案には反対</p> <p>① 在任12年超となる時点での監査役の再任</p> <p>② 監査役への退職慰労金の支給</p> <p>③ 監査役へのストックオプションの付与 ※社内監査役・社外監査役共に対象となる</p> <p>(4) 経済的対価を交付する可能性のある買収防衛策導入・更新議案に反対 その他の場合には個別審査で対応</p> <p>(5) 以下の重要議案には個別精査で対応</p> <p>① 取締役選任議案</p> <p>② 剰余金処分案</p> <p>③ 不祥事発生企業の議案</p> <p>④ M&A・経営統合等の重要な組織変更議案</p> <p>⑤ スtockオプション（新株予約権）の付与</p> <p>⑥ 第三者割当増資（私募増資）</p> <p>⑦ 事業目的の変更</p> <p>⑧ 剰余金の処分の取締役会授権</p> <p>⑨ 特別決議に係る定足数緩和措置</p> <p>⑩ 取締役・監査役の報酬額改定</p> <p>⑪ 退任取締役に対する退職慰労金贈呈</p>	<p>○ 議決権行使のため精査を要する議案</p> <p>1. 取締役・監事の選任（解任）（以下に該当する場合は精査）</p> <p>(1) 社外取締役を設置しない場合。</p> <p>(2) 取締役会への出席率が不十分な社外取締役の改選。</p> <p>(3) ROEが一定水準を下回る場合。</p> <p>(4) 「剰余金処分」の精査項目に該当し、かつ同処分議案が付議されていない場合</p> <p>(5) 不祥事を起こしている等、問題を抱えている場合。</p> <p>2. 退職慰労金贈呈（以下に該当する場合は精査）</p> <p>(1) 不祥事を起こしている等、問題を抱えている場合。</p> <p>(2) 一定期間にわたり無配、赤字が継続。一定期間の損益の累計額が赤字。</p> <p>(3) 債務超過</p> <p>3. 剰余金処分（以下に該当する場合は精査）</p> <p>(1) 最終黒字かつ無配の場合。</p> <p>(2) 配当性向が一定水準を下回る場合。</p> <p>(3) 単年度の配当性向およびROEが一定水準を下回る場合。</p> <p>4. 買収防衛策</p> <p>5. 役員報酬改定</p> <p>6. 発行可能株式総数の拡大。</p> <p>7. 種類株式発行枠の新設・変更</p> <p>8. 自己株式の取得、処分、譲渡</p> <p>9. 新株の（有利）発行、新株予約権の（有利）発行</p> <p>10. 単元株（1単元の株式数が、株式の種類によって異なる）</p> <p>11. 解散</p> <p>12. 減資</p> <p>13. 株主提案</p>
企 業 と の 対 話	<p>1. 建設的な企業との対話内容</p> <p>(1) ROEの持続的な向上</p> <p>① 株主資本が効率的に活用されているかを示す指標のROEを重視。</p> <p>② 中長期目標を策定の中でROEの目標値も設定、毎年着実に持続的向上を図る。</p> <p>③ ROEの水準については、業種や成長ステージ等によって異なる。</p> <p>(2) 株主還元の充実</p> <p>・健全性と成長バランスを踏まえつつ中長期的に30%以上の配当性向を目指す。</p> <p>(3) 質の高い企業統治実現と透明性の観点からコーポレートガバナンス態勢の必要。</p> <p>2. 対話の実施、今期、面談者数を100社と倍増へ。</p> <p>3. 対話実施後の振り返り</p> <p>・対話成果（企業行動の変化も）公表。PDCAを回し対話活動のレベルアップを図る。</p>	<p>1. 企業の事業環境や決算内容について確認すると共に、経営課題や中長期的な経営戦略、財務戦略や株主還元方針について意見交換を行う。</p> <p>2. 設備投資やM&Aなど、成長に向けた投資の方向性について、これまでの取組み状況の振り返りや今後の展望も含め意見交換を行う。</p> <p>3. 各事業の収益性や成長性を踏まえた、資源配分の方向性や事業ポートフォリオの見直しについて意見交換を行う。</p> <p>4. 経営陣交代を受け、経営方針、経営課題、経営の方向性について認識共有化。</p> <p>5. 剰余金が積み上がっている先に対し、株主還元や資本効率の向上を求める。</p> <p>6. 法令違反等の不祥事を起こした企業に対し、再発防止に向けた取組状況について十分な説明を求めると共に、ガバナンス改善に向けた取組を促す。</p>
利 益 相 反 管 理	<p>・議決権行使等、スチュワードシップ活動を行うにあたって、当社の株主や保険契約者等の利益が不当に損なわれることがないよう、以下の方針を定める。</p> <p>(1) 議決権行使にあたっては、社内規程に則り、投資執行所管のみが投資先企業の株式価値維持向上・ガバナンス向上の観点から議案への賛否判断を行う。</p> <p>(2) 当該社内規程の制定・改定は、投資執行所管のみが行う。</p>	<p>・保険業法等の定めに従い利益相反方針を定め、顧客の利益が不当に害される恐れのある取引を適切に管理する体制を整備している。また、株式の売買や議決権行使等に係る判断は、いずれも営業部門から独立した運用部門で行っており、投資先企業との取引関係の有無等に関わらず、適切な判断を下している。</p>

各社議決権行使基準、企業との対話及び利益相反管理について (2/2)

	明治安田生命	三井住友信託銀行
議決権行使基準	<p>○主要精査議案および賛否の判断基準</p> <p>1. 取締役選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場企業において在任役員を含め社外取締役が1名以上選任されているか。 ・上場企業において再任となる社外取締役の前事業年度の取締役会への出席率が一定比率を下回っていないか。 ・不祥事を起こした企業において、その責任が重いと判断される再任候補はいないか。 <p>2. 退職慰労金・弔慰金贈呈</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場企業において社外監査役が贈呈対象者に含まれていないか。 <p>3. 募集株式の発行・第三者割当による増資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行価格が公正な価格であるか。 ・大量発行による過度な株式価値希釈化の恐れはないか。 <p>4. 合併、事業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、株式交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併比率、譲渡価格、割当比率、移転比率につき中立的な第三者による算定根拠が示されているか。 <p>5. 買収防衛策の導入・継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買収防衛策の導入・継続につき十分な説明があるか。 ・防衛策発動に独立性を確保している者の意見が反映される態勢になっているか。 ・定期的に株主総会で継続是非を問う機会があるか。 ・買収者に割当られた新株予約権に企業側が経済的対価を交付していないか。 <p>6. ストックオプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利行使価格が公正な価格であるか。 ・権利行使による過度な株式価値希釈化の恐れはないか。 ・付与対象者に社外監査役もしくは社外の第三者が含まれていないか。 <p>7. 特定株主からの自己株式取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価格は公正な価格であるか。 	<p>○議決権行使のための判断基準</p> <p>1. 取締役会・監査役会および取締役・監査役</p> <p>(1) 執行と監督機能の分離、社外取締役には独立性と十分な出席を求める。</p> <p>(2) 以下のような議案については妥当性を検討のうえ行使を判断。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任中の会社業績や資本効率、株価が長期間低迷している役員の新任 ・反社会的行為に関与など、問題とされる役員候補の選任 <p>(3) 企業規模、業務範囲の観点から員数が適正性を欠くと判断される場合</p> <p>2. 役員報酬等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社業績や資本効率、株価が長期間低迷している企業における、明確な理由のない役員報酬の増枠・支給、退職慰労金贈呈議案 ・反社会的行為を行った企業における、合理的な説明のない役員報酬の増枠・支給、退職慰労金贈呈議案 ・業績向上と関連が認められない社外役員へのストックオプション付与 ・株主価値の大幅な希薄化を招くストックオプション付与議案 ・行使価格を引き下げる、並びに行使価格が市場価格を著しく下回る 〃 <p>3. 株主還元（以下の場合には肯定的な判断を行わない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な株主利益の観点から株主価値を毀損するリスクのある配当政策 ・資本効率、財務状況、内部留保を勘案し、配当性向が妥当な水準を下回って合理的な説明がない場合 <p>4. 買収防衛策（要件のいずれか一つでも満たさない場合肯定的な判断はしない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役選任によりCGが確保され、資本効率性が継続して妥当な水準以上 ・独立委員会による事前検討の実施、株主総会へ付議（株主確認型）であること ・買収者・被買収者の双方にとって中立で公平な制度設計であること <p>5. 合併、営業譲渡、会社分割、定款変更等の特別決議を要する議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業収益に悪影響のある場合、株主に不利益となる場合は否定的判断 ・本業とのシナジーや会社の強み発揮が十分に検討されている時は肯定的
企業との対話	<p>1. 対話による改善事例（改善見込み事例も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当増額など株主還元への向上 ・退職慰労金制度廃止を含む役員報酬制度の見直し ・買収防衛策の修正 ・社外取締役不在企業における社外取締役の導入 ・社外取締役の取締役会への出席率改善 <p>2. 過去の不賛同（反対・棄権）事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期低迷及び無配企業における取締役退職慰労金・弔慰金贈呈議案 ・社外の第三者を対象に含むストックオプション議案 ・買収者に割当てた新株予約権について経済的対価を交付して取得する可能性のある買収防衛策議案 	<p>エンゲージメント（目的を持った対話）のガイドライン</p> <p>1. 顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促進を目的に投資先企業とのエンゲージメントを行う。</p> <p>2. エンゲージメントの対象はアクティブ運用の投資先企業のほか、リスクアプローチにより抽出した不祥事発生企業やガバナンスに問題のある企業或はROEの著しく低い企業を中心とする。</p> <p>3. 投資先企業のガバナンス、企業戦略、資本構造、リスクへの対応状況などについて、しっかり調査を行ったうえでエンゲージメントに臨む。</p> <p>4. エンゲージメントにおいてインサイダー情報を入手しない。</p> <p>5. エンゲージメントは投資先企業経営層と行い、信頼関係を構築し認識共有に努める。</p>
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップコード活動において利益相反が生じる場合は、顧客の利益を第一として行動する。顧客の利益が不当に害されることを未然に防止するため、当社業務全般において利益相反管理を定めた「利益相反管理方針」に則り、適切に管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当グループ各社およびその関係者が提供する多様なサービスに伴い、顧客の利益を不当に害することのないよう、法令等に従い利益相反管理方針の概要を公表するとともに、この方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行する。